公の施設の指定管理者における業務状況評価

平成29年6月23日

| 施 設 名 宇佐漁港プレジャーボート等保管施設 | 所管課 | 水産振興部 漁港漁場課 | |
|-------------------------|-----|-------------|--|
|-------------------------|-----|-------------|--|

1 施設の概要

| 指定管理者名 | 高知県漁業協同組合 | 指定期間 | 平成28年4月1日 ~ 平成33年3月31日 |
|--------|---|--------|------------------------|
| 施設所在地 | 土佐市宇佐町宇佐及び須崎市浦ノ内下中山(宇佐漁港区域内) | | |
| 事業内容 | 1 施設の利用の許可に関する業務 利用許可、既許可事項の変更許可、許可に関する条件附加、許可の取消し、申請指導等 2 利用料金の収受に関する業務 利用料金の徴収、利用料金の制定、利用料金の減免及び還付 3 施設の維持管理に関する業務 施設の定期的な巡視点検、損傷箇所の修繕又は応急対応、施設周辺の清掃美化等 4 施設の運営管理に関する業務 船舶係留場所の配置選定、陸上保管施設の開閉時間等の調整等 5 県、関係機関、地元漁業者との連絡、調整 放置船の確認、県及び関係機関への連絡、利用者からの苦情処理等 | | |
| 施設内容 | 1 施設区分 (1)水域係留施設…施設所在地区名·施設数·係留可能隻数 橋田(2施設55隻)、新町(5施設115隻)、福島(2施設52隻)、塩浜(6施設21隻)、 灘(11施設124隻)、井尻(2施設49隻)、竜(1施設2隻)、荻浜(2施設30隻)、 宇津賀(2施設9隻)、堂ノ浦(1施設10隻)、入戸(1施設8隻)、白鷺(1施設4隻) 計12地区、36施設、479隻 (2)陸上保管施設…施設所在地区名·施設数·保管可能隻数 橋田(1施設100隻) 2 利用料金区分…月額 (1)水域係留施設 ①係船環A(21施設) 船長6m未満…2,725円 船長6m以上…3,325円 ②係船環B(8施設) 船長6m未満…1,725円 船長6m以上…2,125円 ③係船環C(5施設) 船長6m未満…500円 船長6m以上…600円 ④浮き桟橋(2施設) 船長6m未満…3,725円 船長6m以上…4,325円 | | |
| | (2)陸上保管施設 ①船舶保管施設(1施設)…1隻の船長 ※当該利用料金額に消費税額及び地方 1月未満及び1フィート未満の端数につ | 消費税額を加 | えた額とする。 |
| 職員体制 | 常勤職員:7人 | 非常勤聯 | 戢員:0人 合計:7人 |

2 収支の状況

単位:千円

| | | 平成27年度(決算) | 平成28年度(決算) | 平成29年度(予算) |
|--------|-------------|------------|------------|------------|
| | 県支出金 | 0 | 0 | 0 |
| 収 入 | 使用料•手数料 | 19,164 | 17,652 | 20,000 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 |
| | 収入計 (a) | 19,164 | 17,652 | 20,000 |
| | 事業費 | 0 | 0 | 0 |
| 支出 | 管理運営費 | 3,291 | 5,088 | 5,917 |
| | 人件費 | 12,280 | 10,480 | 12,000 |
| | 県への納付金 | 3,200 | 2,065 | 2,083 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 |
| | 支出計 (b) | 18,771 | 17,633 | 20,000 |
| 収5 | 支差額 (a)-(b) | 393 | 19 | 0 |

3 利用状況

| | 平成27年度(実績) | 平成28年度(実績) | 平成29年度(目標) |
|-----------------------|----------------------|--------------------------------|--------------|
| ①年間利用船舶数 (年度末許可隻数) | 398 | 399 (384) | 399 |
| ②利用者意見等の反映 | | <i>t</i> c対策 | |
| | ○その他 ・利便性の良い浮桟橋は3 | 空き待ちになっていることや船 | 船の大きさによっては係留 |
| ③その他特記事項 | | る場所に係留できないケース 場所があることなどから積極 | |

4 平成27年度業務評価

【評価の目安】

| 項 | 目 | 状 況 説 明 |
|-----------------|-----|--|
| ①適正な管理運営 保 | の確 | ・陸域保管施設の現場管理のため2名、水域係留施設の巡視のため1名の職員を雇用し対応しているほか、トラブル等に対する漁協職員の応援体制も整っており、日々の業務については、概ね仕様書どおりの業務が達成できている。 ・利用者に船舶の定期的な見回りや船舶変更時の届出義務を周知する通知を行った。 ・利用許可の更新手続が遅延する者については手続を行うよう指導しているほか、債権管理の適正化に努めるため、利用料の滞納者に対しては許可の取消を行うとともに、利用料の納期内納付を指導している。 |
| ②利用者サービス 持向上 | .の維 | ・施設の定期的な巡視点検、損傷箇所の修繕又は応急対応、施設周辺の清掃美化、係留(保管)場所の配置選定、陸上保管施設の運営などの業務が達成できている。 ・利用料金については、高知県漁港管理条例で規定している額(県直営係留施設の利用料金)よりも低額に設定し、利用者サービスに努めている。 |
| ③利用実績 | | ・今年度の利用者数は前年度に比べ1件増となったが、数年前から比べると利用者の高齢化などによって利用件数は減少している。その一方で、利便性の良い浮桟橋は空き待ち状態となっている。船舶の大きさによっては、空きがあっても係留できないこともあり、配船位置の見直しなど工夫をして、できるだけ申し込みに対応できるよう努めている。 |
| ④収支の状況 | | ・平成28年度決算は、黒字となった。 ・県への納付金(2,065千円)は期限内に納入されている。 ・利用船舶の大きさにより利用料金が違うため、利用隻数に変化はないが前年度 と比べて収入減となっている。 ・収入の中に利用料の未徴収があり、利用者に督促を行っているが、さらなる工 夫・努力により、その解決が必要である。 |
| 総合評価 | В | ・漁港内で漁業者とのトラブルを解消するために設置した施設である。 ・目立ったトラブルはなく漁業者との調整が図られている。 |

A: 仕様書の内容や目標を上回る成果があり、優れた管理運営が行われたもの

- B:おおむね仕様書の内容でも保を上回る成果があり、後れた管理連呂が行われたもの B:おおむね仕様書の内容どおりの成果があり、適正な管理が行われたもの C:仕様書の内容や目標を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要なもの D:管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善を要するもの